

議定書第五四号

教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する條例の一部を次のように改めるものとする

昭和三十一年八月十七日提議

昭和卅貳年九月拾六日

議決

朝町長 坂 五 稚 巳

朝町議会議長 天野 廉



原案可決

昭和三十三年三朝町條例第一

号

教育委員の給与、勤務時間、その他の勤務条件
に關する條例の一部を改正する條例

第三條中「三万円以内」とあるを「三万五千円以内」
に改める

附則

この條例は公布の日より施行し昭和三十三年
四月一日から適用する